

5 知事提出議案に対する反対討論

2011年12月22日

日本共産党の柳下礼子です。

私は、日本共産党を代表して、第113号議案「平成23年度埼玉県一般会計補正予算」、第114号議案「平成23年度埼玉県病院事業会計補正予算」、第133号議案、埼玉県奥武蔵あじさい館の「指定管理者の指定について」及び第136号議案、埼玉県げんきプラザの「指定管理者の指定について」に対する反対討論を行います。

初めに、第113号議案と第114号議案は、関連しておりますので一括して討論いたします。

第113号議案の補正予算に計上されている災害医療体制整備費や地域医療再生基金積立金には、もとより反対するものではありませんが、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転計画を前提にする土地鑑定評価費が含まれていることから反対いたします。また、同じく第114号議案の病院事業会計補正予算にも土地鑑定評価費が含まれていることから反対するものです。

反対理由の第一は、県立小児医療センター周辺の小児医療体制に重大な空白が生まれるからです。周辺地域は中核となる医療施設が少なく、人口当たりの病院勤務医師数も県平均を下回っております。現在は、第三次救急救命センターもなく、同センターを除くと、未熟児のための病床を有する周産期医療機関もありません。小児二次救急も輪番が確立しておらず、休日、夜間の一次診療も確立しておりません。このように、人的にも施設のにも医療資源に乏しい地域を、長年にわたって、高度医療病院とはいえ医療センターが補ってきました。かけがえのない施設を数年で同地域から引き揚げてしまうことは、余りに拙速で危険です。

第二は、同センターに通っている患者とその家族に多大な負担を負わせるからです。患者の多くは、センターの近隣に引っ越して定住してきています。今でさえ半年待ちの予約が、県南に移転したら、更に予約が集中しかねません。新都心に自動車で行く場合、渋滞で二時間かかる場合もあり

ます。その間に酸素吸入や経管栄養の子供が急変しないという保証はありません。昨日、お母さんたちが県に提出した県立小児医療センターの存続を求める1万5千筆の陳情署名は、患者家族らの悲痛な思いを集約したものです。県は、是非これを真摯に受け止めるべきです。

第三は、8-1A街区の環境が小児医療機関としてふさわしくないからです。現在のセンター、特別支援学校の7分の1の土地に、センターと学校とさいたま市の施設を押し込めば、当然高層化を余儀なくされます。広大な敷地を有する現在地からわざわざ移転して、防災上の不安のある高層階に病院をつくる必要があるのでしょうか。また、岩槻特別支援学校には広い校舎、体育館、屋内プールがありますが、移転後同様の環境を保障することは困難です。

第四は、周辺自治体の住民への説明も不十分であり、患者の保護者、障害者団体、周辺の医療関係者にも十分説明もせず、その意見も聞いていないからです。さいたま新都心への移転計画は、唐突に知事サイドから出されたもので、まず新都心の開発を最優先したものです。本来ならば、現在同センターを利用している患者やその家族の意向や医療従事者の意見などを十分聞いた上で計画に移すべき問題ですが、こうした手続を踏まないままトップダウンで計画を強行することは、手続上も許されません。県は、関係者の存続を願う悲痛な声に耳を傾け、県立小児医療センターは現在地を原則として建て直すべきです。また、新都心における総合周産期母子医療センターは、さいたま赤十字病院などを中心に整備できるよう、医師の確保や施設の整備の面で県が全面的に支援すべきです。

そして、このたびの問題の根本は、本県の深刻な医師確保難があります。このことを反省して、県は医師確保に本腰を入れて、県立大学に医学部を設置するなどの対策に乗り出すべきです。

以上の理由から、第113号議案及び第114号議案に反対いたします。

続いて、第134号議案の埼玉県奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定についてですが、昨年度指定管理期間を1年とする議案を可決したばかりですが、本議案はそれをまた1年延長するというものです。そもそも高齢者や母子家庭、障害者の福祉を目的とした施設を民間へ譲渡するべきではありません。また、1年ずつの延長という措置は、おおむね3年から5年を指定期間とする指定管理

者制度の趣旨にも逸脱し、事業者の意欲を減退させ、労働者の雇用不安を招くものです。

以上の理由から反対するものです。

第136号議案は、埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者を指定するものですが、我が党は、教育的配慮と事業の継続性が必要とされる教育施設には、指定管理者制度はなじまないと考えており、反対するものです。

以上です。ありがとうございました。（拍手起こる）